

## 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日（※1）までに「契約保証金免除申請書」を契約担当課へ提出してください。（※2）

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添1】参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添2】参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、令和7年4月1日となります。詳しくは、入札公表等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

## 契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人（注1）と種類及び規模をほぼ同じくする（注2）契約履行実績を、2件以上必要とします。

### 1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

- ① 契約を締結した状態にあること。（契約締結日は属していなくてもよい。）
- ② 履行期間（※1）が12か月以上属していること。（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）（※2）

（※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※2）契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規則第31条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
- ② 契約期間又は履行期間（※1）がすべて属していること。（※2）

（※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※2）契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規則第31条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

（注1）「国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人」について

国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）、一般財団法人広島市職員互助会又は次の団体とします。

公益財団法人広島市文化財団	公益財団法人広島市スポーツ協会	公益財団法人広島平和文化センター	広島市流通センター株式会社
公益財団法人広島市産業振興センター	公益財団法人広島観光コンベンションビューロー	公益財団法人広島市農林水産振興センター	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団
一般財団法人広島市都市整備公社	広島駅南口開発株式会社	公益財団法人広島市みどり生きもの協会	広島高速道路公社
広島高速交通株式会社			

(注2)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条（資格の決定等）に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとしします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。）の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとしします。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
縮結しようとする契約	履行期間が12か月以上の長期継続契約 又は債務負担行為に係る契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は12か月）を乗じて得た額が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

2 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本会において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市において指名停止措置等を行うことがあります。



## 契約保証金免除申請に係る納税証明書について

### 1 広島市税

物品調達契約において、契約規則第31条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」に代えて「申立書(契約保証金免除申請用)」を提出してください。

#### 広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税(納付・納入)証明請求書の様式	「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口を用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページから、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」→関連情報の「様式」からダウンロードできます。

### 2 消費税及び地方消費税

物品調達契約において、契約規則第31条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署が発行する書面の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。(電子納税証明書(PDF形式)を印刷したものも可としますが、併せて税務署から発行されたPDF形式の電子データを提出していただくことで、税務署の納税証明書を提出したものと取り扱います。なお、電子納税証明書(XML形式)は不可)

#### 税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。税務署の納税証明書の請求方法等については、

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>で参照できます。

### 3 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本会において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市において指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)

- 入札・契約について 入札公表記載の契約担当課
- 広島市の納税証明書について
  - ・ 広島市の各市税事務所管理係及び税務室  
(広島市のホームページのトップページ→「くらし・手続き」→「税金」→「市税のお問い合わせ窓口」→「09 証明等に関するお問い合わせ先」に連絡先一覧を掲載しています。)
  - ・ 広島市財政局税務部市民税課法人課税係(電話(082)504-2093)
- 税務署の納税証明書について 各税務署

令和 年 月 日

## 申立書(契約保証金免除申請用)

一般財団法人広島市職員互助会理事長 様

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

私は、契約保証金の納付の免除を申請するにあたり、下記のとおり申し立てます。

### 記

- 1 広島市内に事業所を有していません。
- 2 広島市内に固定資産を有していません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 広島市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。